

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の 一部を改正する政令に規定する内容（案）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）第 29 条第 1 項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体等の登録等に関する手続の手数料を、実費を勘案して定める。

ワシントン条約附属書 I 掲載種に当たる国際希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第二表二）については、適切に入手した個体等について登録を受けることにより、登録票とともに譲渡し等を行うことが可能となる。

1 新規の手続に関する手数料の設定について

下記 2 種類の新規の手続に関する手数料は、1,500 円とする。

- ・変更登録（個体から器官、加工品になるなど、登録された個体等の形状が大きく変化した場合（登録票の記載事項における区分に変更を生じた場合））
- ・書換交付（登録票の記載事項における主な特徴に変更を生じた場合）

2 既存の手続に関する手数料の変更について

既存の手続に関する手数料は以下のとおり変更する。

（1）現行

区分	手数料の額
個体等（及び に掲げる器官及び加工品を除く）についての登録	2,600 円
ぞう科の原材料器官等のうち牙に係るものについての登録	1,100 円
おおとかげ科の原材料器官等についての登録	20 円
登録票の再交付	1,100 円

原材料器官等とは、国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの。

（2）変更後

区分	手数料の額
個体等（ に掲げる器官を除く）についての登録	3,200 円
ワシントン条約附属書 I に掲げる注釈に従って今後本邦に輸入されるロクソドンタ・アフリカナ（アフリカゾウ）の牙についての登録	1,600 円
登録票の再交付	1,500 円